

教育委員会定例会審議結果

1 担当部署名	守谷市教育委員会 学校教育課
2 件 名	令和3年3月教育委員会定例会
3 概 要	1 開催日時 令和3年3月24日（水曜日）午後1時30分～午後3時 2 開催場所 守谷市役所 2階 全員協議会室 3 教育長及び各委員の出欠状況 5名出席（町田香教育長，河原健委員，萩谷直美委員，椎名和良委員，寺田弘委員） 4 説明のための職員出席者等（職員数6名） 教育部長 宇田野 信彦 教育部次長兼学校教育課長 小林 伸稔 生涯学習課長 福島 晶子 指導室長 古橋 雅文 給食センター長 坂 登司男 中央図書館長 石川 みどり 事務局員（学校教育課） 1名 5 傍聴人 なし 6 議題 【議決事項】 （1）議案第10号「学校医の委嘱について」（可決） （2）議案第11号「学校歯科医の委嘱について」（可決） （3）議案第12号「学校薬剤師の委嘱について」（可決） （4）議案第13号「令和3年度（令和2年度対象）守谷市教育委員会「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」実施方針について」（可決） （5）議案第14号「若手教員研修指導員設置要綱の制定について」（可決） （6）議案第15号「守谷市いじめ問題重大事態調査委員の委嘱について」（可決） （7）議案第16号「守谷市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」（可決） （8）議案第17号「守谷市スポーツ・文化振興奨励金交付要綱の一部を改正する要綱について」（可決） （9）議案第18号「守谷市立学校公用車の管理及び貸出規程の一部を

	改正する規程について」(可決) 【報告事項】 (1) 報告第1号「令和3年守谷市議会3月定例月議会について」 (2) 報告第2号「守谷市スクールソーシャルワーカーの任用について」 【その他】 小中学校の現状について(指導室) (1) 指導室の業務状況について (2) 児童生徒の様子 (3) 児童生徒・教職員の交通事故の現状 (4) いじめの状況(2月末現在) (5) 不登校の現状(2月末現在) (6) 長期欠席児童生徒の状況(2月末現在) 各課業務報告 ○学校教育課 (1) 入札結果 (2) 改修工事等の進捗状況 (3) GIGAスクール構想実現のための工事等の進捗状況 ○生涯学習課 (1) 入札結果 (2) 会議等の開催 (3) 工事等進捗状況 (4) 新型コロナウイルス感染拡大防止の対応 (5) その他 ○学校給食センター (1) 学校給食実施状況 (2) 賄材料費執行状況 (3) 生鮮野菜使用率 (4) その他 ○中央図書館 (1) 入札結果 (2) 審議会等の開催 (3) 新型コロナウイルス感染症拡大防止関係 (4) イベント等 (5) その他
4 今後の状況	次回は、令和3年4月23日(金曜日)午後1時30分から開催予定

令和3年3月教育委員会定例会

会 議 資 料

日 時 令和3年3月24日（水）

午後1時30分から

場 所 守谷市役所議会棟2階 全員協議会室

令和 3 年 3 月教育委員会定例会

会 議 次 第

日 時 令和 3 年 3 月 2 4 日 (水)

午後 1 時 3 0 分から

場 所 守谷市役所議会棟 2 階 全員協議会室

1 開 会

2 会議録署名人指名

3 議決事項

議案第 10 号 学校医の委嘱について (学校教育課)

議案第 11 号 学校歯科医の委嘱について (学校教育課)

議案第 12 号 学校薬剤師の委嘱について (学校教育課)

議案第 13 号 令和 3 年度 (令和 2 年度対象) 守谷市教育委員会「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」実施方針について (学校教育課)

議案第 14 号 若手教員研修指導員設置要綱の制定について (指導室)

議案第 15 号 守谷市いじめ問題重大事態調査委員の委嘱について (指導室)

議案第 16 号 守谷市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について (生涯学習課)

議案第 17 号 守谷市スポーツ・文化振興奨励金交付要綱の一部を改正する要綱について (生涯学習課)

議案第 18 号 守谷市立学校公用車の管理及び貸出規程の一部を改正する規程について (生涯学習課)

4 協議事項

な し

5 報告事項

報告第 1 号 令和 3 年守谷市議会 3 月定例会月議会について (教育委員会所管分)

報告第 2 号 守谷市スクールソーシャルワーカーの任用について (指導室)

5 その他

(1) 小中学校の現状について (指導室)

(2) 各課からの業務報告

議案第10号

学校医の委嘱について

別紙の者を守谷市立小・中学校の学校医に委嘱したいので、守谷市教育委員会事務委任規則第2条第7号の規定により議決を求める。

- 委嘱対象者 別紙1のとおり
- 委嘱期間 令和3年4月1日から2年間

令和3年3月24日 提出
守谷市教育委員会
教育長 町田 香
令和3年3月**24**日原案 決

提案理由

本案は、学校保健安全法第23条第1項及び第3項の規定に基づき、守谷市立小・中学校医を新たに委嘱するものです。

議案	頁数
10号	1

別紙 1

学校医委嘱対象者

学 校 名	氏 名	病 院 名 等	備 考
大井沢小学校	佐藤 明子	さとう内科・脳神経外科クリニック	再任
大井沢小学校	吉田 素康	よしだ胃腸内科クリニック	再任
大野小学校	城賀本 満登	総合守谷第一病院	再任
高野小学校	榎本 啓典	えのもと小児科	再任
守谷小学校	小林 英昭	小林医院	再任
守谷小学校	永瀬 宗重	永瀬内科	再任
黒内小学校	下村 滋	下村医院	再任
黒内小学校	柴田 佐和子	しばたキッズクリニック	再任
黒内小学校	小野内 健司	南守谷クリニック	新規
御所ヶ丘小学校	塩澤 史隆	カリオクリニック	再任
郷州小学校	佐藤 明子	さとう内科・脳神経外科クリニック	再任
松前台小学校	城賀本 満登	総合守谷第一病院	再任
松ヶ丘小学校	金子 英哲	もりや小児科医院	再任
松ヶ丘小学校	森澤 清秀	ゆりがおかクリニック	再任
守谷中学校	佐藤 明子	さとう内科・脳神経外科クリニック	再任
愛宕中学校	貝塚 広史	貝塚みずき野クリニック	再任
御所ヶ丘中学校	原 健	はら内科クリニック	再任
御所ヶ丘中学校	永吉 亮	守谷こどものころとからだのクリニック	再任
けやき台中学校	小林 禎	よしみ胃腸科内科クリニック	再任

議案第 11 号

学校歯科医の委嘱について

別紙の者を守谷市立小・中学校の学校歯科医に委嘱したいので、守谷市教育委員会事務委任規則第2条第7号の規定により議決を求める。

- 委嘱対象者 別紙2のとおり
- 委嘱期間 令和3年4月1日から2年間

令和3年3月24日 提 出
守谷市教育委員会
教育長 町田 香
令和3年3月**24**日原案 決

提案理由

本案は、学校保健安全法第23条第2項及び第3項の規定に基づき、守谷市立小・中学校歯科医を新たに委嘱するものです。

議 案	頁 数
11 号	1

別紙 2

学校歯科医委嘱対象者

学 校 名	氏 名	病 院 名 等	備 考
大井沢小学校	齋藤 健	守谷タウン歯科	再任
大井沢小学校	橋本 亜樹	あき歯科クリニック	再任
大野小学校	渡邊 大郎	渡辺歯科クリニック	再任
高野小学校	小原 俊彦	おぼら歯科クリニック	再任
守谷小学校	古谷 容	古谷歯科医院	再任
守谷小学校	川村 全	川村矯正歯科	再任
黒内小学校	片桐 武美	オーラル歯科	再任
黒内小学校	盛 晋作	守谷駅前りんご歯科	新規
黒内小学校	小俣 佑香	ひかり 歯科	新規
御所ヶ丘小学校	橋本 秀明	橋本歯科医院	再任
郷州小学校	中里 憲文	みずき野歯科医院	再任
松前台小学校	鯨井 秀規	鯨井歯科	再任
松ヶ丘小学校	松藤 雄二	南守谷ファミリー歯科	再任
松ヶ丘小学校	連石 宏一郎	つれいし歯科クリニック	再任
守谷中学校	京嶋 俊幸	京嶋歯科	再任
愛宕中学校	阿部 吉晴	あべ歯科クリニック	再任
御所ヶ丘中学校	相良 高一	相良歯科	再任
御所ヶ丘中学校	山崎 貴也	たかや歯科クリニック	再任
けやき台中学校	河合 弘行	河合歯科	再任

議案第12号

学校薬剤師の委嘱について

別紙の者を守谷市立小・中学校の学校薬剤師に委嘱したいので、守谷市教育委員会事務委任規則第2条第7号の規定により議決を求める。

- 委嘱対象者 別紙3のとおり
- 委嘱期間 令和3年4月1日から2年間

令和3年3月24日 提 出
守谷市教育委員会
教育長 町田 香
令和3年3月 **24**日原案 決

提案理由

本案は、学校保健安全法第23条第2項及び第3項の規定に基づき、守谷市立小・中学校薬剤師を新たに委嘱するものです。

議案	頁数
12号	1

別紙 3

学校薬剤師委嘱対象者

学 校 名	氏 名	病 院 名 等	備 考
大井沢小学校	嶋 啓子	つばさ薬局	再任
大野小学校	塚本 めぐみ	長生堂薬局	再任
高野小学校	溝口 綾子	守谷慶友病院	再任
守谷小学校	田中 加奈	守谷薬局	再任
黒内小学校	田中 加奈	守谷薬局	再任
御所ヶ丘小学校	塚本 雅章	長生堂薬局	再任
郷州小学校	田中 暢	守谷薬局	再任
松前台小学校	宇佐見 敬	薬師台調剤薬局	再任
松ヶ丘小学校	宮部 由美	くすりの健康堂薬局	再任
守谷中学校	宇佐見 敬	薬師台調剤薬局	再任
愛宕中学校	田中 暢	守谷薬局	再任
御所ヶ丘中学校	塚本 雅章	長生堂薬局	再任
けやき台中学校	間中 絢美	ひかり薬局 守谷ゆりがおか店	再任

議案第13号

令和3年度（令和2年度対象）守谷市教育委員会「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」実施方針について

令和3年度（令和2年度対象）守谷市教育委員会「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」実施方針を別紙のとおり決定する。

令和3年3月24日 提出
守谷市教育委員会
教育長 町田 香
令和3年3月24日原案 決

提案理由

本案は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条に基づく令和3年度（令和2年度対象）守谷市教育委員会「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」の実施方針を決定するものです。

議案	頁数
13号	1

平成3年度（令和2年度対象）

守谷市教育委員会「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」実施方針

1 趣 旨

守谷市教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、毎年、主要な施策や事務事業の取組状況について点検及び評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の推進を図るとともに、市民に対する説明責任を果たす。

2 実施方法

- (1) 守谷市の教育目標である「新しい時代をたくましく生きぬく人づくりを目指して」を具現化するために位置付けた事業の内、重点的取組を対象として点検評価を行う。ただし、令和2年度に教育委員会事務局各課が実施した個々の事務事業については、守谷市が行う行政評価（施策・事務事業評価）で実施する。
- (2) 点検及び評価は、当該年度の施策・重点事業の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年1回実施する。
- (3) 教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、教育委員会が委嘱する「点検評価に関する有識者」（点検評価員）を置き、その意見を聴取した上で、教育委員会において点検及び評価を行う。

3 点検評価項目

教育委員会

- ① 教育委員会の会議開催状況
- ② 教育委員会議以外の活動状況

学校教育

(1) 学校教育課・指導室事業

- ① 学校施設の整備を計画的に進め、安全で安心な教育環境の整備を行う。
- ② 登下校時の安全確保や不審者侵入に対する対応等、学校の危機管理体制の確立を図る。
- ③ 新しい時代をたくましく生きぬく人づくりを目指し、次の学校教育プランを推進する。
 - ・ ステップアッププラン（確かな学力の育成）
 - ・ ハートフォーヒューマンプラン（豊かな心をはぐくむ教育の推進）
 - ・ ヘルス&フィジカルプラン（健康と体力をはぐくむ教育の推進）
 - ・ ニュージェネレーションプラン（新しい時代に対応した教育の推進）
 - ・ パートナリシッププラン（開かれた学校づくりと学校・家庭・地域の連携）
- ④ 学校教育の喫緊の課題を解決するため、次の学校教育改革プランを推進する。
 - ・ 教職員の働き方改革の推進（守谷型カリキュラム・マネジメント等）
 - ・ いじめ防止対策の推進
 - ・ 小学校教科担任制による授業充実

(2) 給食センター事業

- ① 正しい食習慣の形成、好ましい人間関係の育成、栄養管理と健康増進、食のあり方について、教育の一環として給食を実施する。
- ② 安全な学校給食を提供するため、徹底した衛生管理を行う。また、安定した施設の運営を図るため、施設の適切な維持管理を行うとともに、改築事業にも取り組む。

社会教育（生涯学習）

(1) 生涯学習事業

- ① 市民が生涯学習に自発的に参加できるよう、学習の機会・場を提供する。
- ② 市民がスポーツに親しむ機会・場を提供する。
- ③ 市民が芸術や文化に親しむ機会・場を提供する。
- ④ 地域の貴重な文化財を後世に継承し、活用するとともに、歴史に触れる機会・場を提供する。
- ⑤ 子ども達が安全に遊び、学び、交流できる場を提供する。

(2) 図書館事業

- ① 市民の求める図書や情報を収集・保存し、地域に役立つ資料を提供する。
- ② 未来を担う子どもたちの読書活動の推進と学習活動を支援する。
- ③ 市民との協働により、市民が集い、学び、活躍できる場を整備する。

4 点検評価結果報告書の構成

(1) 目標・取組概要

令和2年度に実施した項目ごとに掲げられた目標及び項目ごとの目標を達成するための取組概要を示す。

(2) 自己評価

目標を達成するための諸取組に対する自己評価（可能な限り数値化を図る。）

(3) 今後の課題と対応の方性

令和2年度の取組を踏まえ、今後事業を実施していく上で、課題や障害となるものの抽出と対応の方向性を示す。

(4) 外部の方々から頂いた主な意見

外部（市民・PTA等）の方々からの意見を記載する。

(5) 点検評価意見

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項に基づき委嘱した点検評価員の方々からの意見を記載する。

5 評価結果の報告及び公表

点検評価結果報告書は、守谷市議会に報告するとともに、守谷市公式ホームページ掲載と窓口閲覧により広く市民に公表する。

守谷市教育全体図

守谷市の教育目標

「新しい時代をたくましく生きぬく人づくりを目指して」

- 1 思考力、想像力に富み、正しく判断して実行する人間の育成
- 2 個性を伸ばし、豊かな心をそなえた、基礎的・基本的な知識をしっかりと身に付けた人間の育成
- 3 生涯にわたって、知識や教養を磨き、社会の発展に貢献する人間の育成
- 4 家庭・地域の教育力を高め、互いに助け合い、学び合う人間の育成

社会教育（生涯学習）

義務と責任を果たす心豊かな人づくりを推進する社会教育

学校教育（基礎教育）

学力と安全と成長を保障する学校教育

【生涯学習事業】

- 市民が生涯学習に自発的に参加できるよう、学習の機会・場を提供する。
- 市民がスポーツに親しむ機会・場を提供する。
- 市民が芸術や文化に親しむ機会・場を提供する。
- 地域の貴重な文化財を後世に継承し、活用するとともに、歴史に触れる機会・場を提供する。
- 子ども達が安全に遊び、学び、交流できる場を提供する。

【図書館事業】

- 地域の情報拠点として、市民が多様な図書や情報を容易に取得し活用できるよう、図書館資料を充実し提供する。
- 未来を担う子供たちが、読書に親しみ豊かな心を育む読書環境を充実するとともに、学校との連携の下、学習活動を支援する。
- 市民の知的要求にこたえる学習拠点として、市民との協働の下、生涯にわたる学びを支える機会・場を提供する。

【給食センター事業】

- 正しい食習慣の形成、好ましい人間関係の育成、栄養管理と健康増進、食の在り方について教育の一環として給食を実施する。
- 安全な学校給食を提供するため、徹底した衛生管理を行う。また、安定した施設の運営を図るため、施設の適切な維持管理を行うとともに、改築事業にも取り組む。

【学校教育課・

指導室事業】

- 学校施設の長寿命化計画に基づく整備を計画的に進め、安全で安心な教育環境の整備を行う。
- 登下校時の安全確保や不審者侵入に対する対応等、学校の危機管理体制の確立を図る。
- 新しい時代をたくましく生きぬく人づくりを目指し、次の学校教育プランを推進する。
 - ①ステップアッププラン
 - ②ハートフォーヒューマンプラン
 - ③ヘルス&フィジカルプラン
 - ④ニュージェネレーションプラン
 - ⑤パートナーシッププラン
- 学校教育の喫緊の課題を解決するため、次の学校教育改革プランを推進する。
 - ①教職員の働き方改革の推進（守谷型カリキュラムマネジメント等）
 - ②いじめ防止対策の推進
 - ③小学校教科担任制による授業充実

議案第14号

若手教員研修指導員設置要綱の制定について

若手教員研修指導員設置要綱を別紙のとおり定める。

令和3年3月24日 提出
守谷市教育委員会
教育長 町田 香
令和3年3月**24**日原案 決

提案理由

本案は、守谷市立小学校及び中学校に配属された新規採用職員の育成指導を行う若手教員研修指導員の採用方法等必要な事項を定めるものです。

議案	頁数
14号	1

守谷市若手教員研修指導員設置要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、守谷市立小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）に配属された若手教員に対して指導を行うため、守谷市教育委員会に若手教員研修指導員（以下「指導員」という。）を置く。

(定義)

第2条 この告示において「若手教員」とは、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第2条に規定する教育職員として小中学校に配属された次の者をいう。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する公務員としての勤続年数が1年以上3年未満の者
- (2) 地方公務員法第22条の3第1項第1号の規定により臨時的に任用された者

(身分)

第3条 指導員は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員とする。

(職務)

第4条 指導員は、小中学校を訪問し、授業力及び学級経営力の向上のため、若手教員の指導及び支援を行うものとする。

(推薦等)

第5条 教育長は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、翌会計年度の指導員の候補者として教育委員会に推薦するものとする。

- (1) 教育職員免許法第4条に規定する教員免許状（臨時免許状を除く。）を有する者
- (2) 学校教育に関する豊かな識見及び経験を有する者
- (3) 学校教育に関する指導技術及び熱意を有する者

2 教育長は、推薦すべき指導員の候補者が見つからない場合には、市の広報誌、ウェブサイト等により公募を行うものとする。

(選考)

第6条 教育委員会は、前条第1項の規定による候補者又は同条第2項の規定による公募による者のうちから、学校教育に関する経歴等により指導員を選考する。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

議案第15号

守谷市いじめ問題重大事態調査委員の委嘱について

別紙の者を守谷市いじめ問題重大事態調査委員に委嘱したいので、守谷市教育委員会事務委任規則第2条第7号の規定により議決を求める。

- 委嘱対象者 別紙のとおり
- 委嘱期間 令和3年4月1日から令和3年12月23日まで

令和3年3月24日 提出
守谷市教育委員会
教育長 町田 香
令和3年3月24日 原案 決

提案理由

本案は、守谷市いじめ問題重大事態調査委員の退任に伴い、後任者を委嘱するものです。

別紙

	委 嘱 区 分	新 任 者	前 任 者	理 由
	守谷市いじめ問題重大事 態調査委員会及び守谷市 いじめ問題重大事態再調 査委員会設置条例第3条			
1	教育委員会が適当と 認める者	慶野 好子	岡元 孝子	退任のため

新委員の任期（前任者の残任期間）

令和3年4月1日から令和3年12月23日まで

【参考資料】

新任者の略歴について

氏 名	慶野 好子（けいの よしこ）
略 歴	1955 年（昭和 30 年）茨城県生まれ 中央大学文学部哲学科 卒業 1962 年（昭和 54 年）～1963 年（昭和 55 年） 取手市立中学校 講師 1963 年（昭和 55 年）～2002 年（平成 14 年） 茨城県公立小中学校（取手市，守谷市） 教諭 2002 年（平成 14 年）～2005（平成 17 年） 守谷市教育委員会 指導主事 2005 年（平成 17 年）～2010 年（平成 22 年） 茨城県公立小学校（取手市，守谷市） 教頭 2010 年（平成 22 年）～2016（平成 28 年） 茨城県公立小中学校（取手市，守谷市） 校長 2016 年（平成 28 年）～2021 年（令和 3 年） 守谷市総合教育支援センター 相談員

議案第16号

守谷市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

守谷市教育委員会事務局組織規則の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年3月24日 提出
守谷市教育委員会
教育長 町田 香
令和3年3月**24**日原案 決

提案理由

本案は、生涯学習課の事務分掌が変更になるため、規則の一部を改正するものです。

議案	頁数
16号	1

守谷市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

守谷市教育委員会教育長

守谷市教育委員会規則第 号

守谷市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
守谷市教育委員会事務局組織規則（平成2年守谷町教育委員会規則第5号）
の一部を次のように改正する。

別表生涯学習課の項中第32号を次のように改める。

32 スポーツ関係団体との連絡調整に関すること。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

守谷市教育委員会事務局組織規則新旧対照表

改正	現行	改正理由																
別表（第3条関係） <table><tr><th>課名</th><th>事務分掌</th></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>生涯学習課</td><td>1 から 3 1 まで （略） 3 2 スポーツ関係団体との連絡調整に関すること。 3 3 から 3 5 まで （略）</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	課名	事務分掌			生涯学習課	1 から 3 1 まで （略） 3 2 スポーツ関係団体との連絡調整に関すること。 3 3 から 3 5 まで （略）			別表（第3条関係） <table><tr><th>課名</th><th>事務分掌</th></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>生涯学習課</td><td>1 から 3 1 まで （略） 3 2 体育協会及びスポーツ関係団体に関すること。 3 3 から 3 5 まで （略）</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	課名	事務分掌			生涯学習課	1 から 3 1 まで （略） 3 2 体育協会及びスポーツ関係団体に関すること。 3 3 から 3 5 まで （略）			守谷市スポーツ協会（現守谷市体育協会）の法人化により、事務分掌から除くもの。
課名	事務分掌																	
生涯学習課	1 から 3 1 まで （略） 3 2 スポーツ関係団体との連絡調整に関すること。 3 3 から 3 5 まで （略）																	
課名	事務分掌																	
生涯学習課	1 から 3 1 まで （略） 3 2 体育協会及びスポーツ関係団体に関すること。 3 3 から 3 5 まで （略）																	

議案第17号

守谷市スポーツ・文化振興奨励金交付要綱の一部を改正する要綱について

守谷市スポーツ・文化振興奨励金交付要綱の一部を別紙のとおり改正する。

令和 3 年 3 月 24 日 提 出
守谷市教育委員会
教育長 町田 香
令和 3 年 3 月 **24** 日原案 決

提案理由

本案は、守谷市体育協会の名称変更に伴い、要綱の一部を改正するものです。

守谷市教育委員会告示第 号

守谷市スポーツ・文化振興奨励金交付要綱（平成19年守谷市告示第21号）
の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

守谷市教育委員会教育長 町 田 香

第3条中「市体育協会」を「市スポーツ協会」に改める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

議案	頁数
17号	2

守谷市スポーツ・文化振興奨励金交付要綱新旧対照表

改 正	現 行	改正理由
(交付対象者) 第3条 奨励金の交付対象者は、守谷市に在住し、在勤し、若しくは在学している者又は市スポーツ協会若しくは市文化協会に登録している個人又は団体であって、次の各号のいずれかに該当するもの（第1号及び第2号に掲げる者にあつては、地区予選を経て代表となった者又は出場標準記録を超えて参加することとなった者に限る。以下この条において同じ。）又は次の各号のいずれかに該当するものが属する団体とする。 (1) から (5) まで (略)	(交付対象者) 第3条 奨励金の交付対象者は、守谷市に在住し、在勤し、若しくは在学している者又は市体育協会 若しくは市文化協会に登録している個人又は団体であって、次の各号のいずれかに該当するもの（第1号及び第2号に掲げる者にあつては、地区予選を経て代表となった者又は出場標準記録を超えて参加することとなった者に限る。以下この条において同じ。）又は次の各号のいずれかに該当するものが属する団体とする。 (1) から (5) まで (略)	体育協会からスポーツ協会に名称を変更するもの。

議案第18号

守谷市立学校公用車の管理及び貸出規程の一部を改正する規程について

守谷市立学校公用車の管理及び貸出規程の一部を別紙のとおり改正する。

令和 3 年 3 月 2 4 日 提 出
守谷市教育委員会
教育長 町田 香
令和 3 年 3 月 **24** 日原案 決

提案理由

本案は、守谷市体育協会の名称変更に伴い、規程の一部を改正するものです。

議 案	頁 数
18号	1

守谷市立学校公用車の管理及び貸出規程の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

守谷市教育委員会教育長 町 田 香

守谷市教育委員会訓令第 号

守谷市立学校公用車の管理及び貸出規程の一部を改正する規程
守谷市立学校公用車の管理及び貸出規程（平成18年守谷市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「体育協会」を「スポーツ協会」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

守谷市立学校公用車の管理及び貸出規程新旧対照表

改 正	現 行	改正理由
(貸出) 第3条 校長は、必要と認めるときは、公共機関のほか次に掲げる学校教育活動及び学校行事に協力する団体（以下「学校協力団体」という。）に公用車を貸出しすることができる。 (1) 及び (2) まで (略) (3) <u>スポーツ協会</u>，文化協会，スポーツ少年団等の文化・スポーツ関係団体 (4) (略) 2 から 1 2 まで (略)	(貸出) 第3条 校長は、必要と認めるときは、公共機関のほか次に掲げる学校教育活動及び学校行事に協力する団体（以下「学校協力団体」という。）に公用車を貸出しすることができる。 (1) 及び (2) まで (略) (3) <u>体育協会</u>，文化協会，スポーツ少年団等の文化・スポーツ関係団体 (4) (略) 2 から 1 2 まで (略)	体育協会からスポーツ協会に名称を変更するもの。

報告第 1 号

令和 3 年守谷市議会 3 月定例会月議会について（教育委員会所管分）

1 議案第 4 号 守谷市教育委員会教育長の選任について

議 決 日 令和 3 年 3 月 22 日

議決結果 原案 同意

2 議案第 15 号 令和 2 年度守谷市一般会計補正予算（第 13 号）について（教育委員会所管分）

議 決 日 令和 3 年 3 月 22 日

議決結果 原案 可決

3 議案第 22 号 令和 3 年度守谷市一般会計予算について（教育委員会所管分）

議 決 日 令和 3 年 3 月 20 日

議決結果 原案 可決

令和 3 年 3 月 24 日 報 告

守谷市教育委員会

教育長 町 田 香

報 告	頁 数
1 号	1

議案第4号

守谷市教育委員会教育長の選任について

下記の者を守谷市教育委員会教育長に選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 つくばみらい市日川1064番地2

氏 名 まち だ かおる
町 田 香

生年月日 昭和29年6月13日（66歳）

令和3年3月1日提出

守谷市長 松丸修久

令和 年 月 日

議案	頁数
4号	1

提案理由（議案第4号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、現教育委員会教育長 町田 香 氏が令和3年3月31日をもって、任期満了となるため、再度、同氏を選任したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により提案するものです。

よろしく御審議の上、御同意のほどお願いいたします。

議 案	頁 数
4 号	2

略 歴

まち だ かおる
町 田 香

昭和29年 6 月13日生 (66歳)

昭和54年 3 月	立教大学文学部日本文学科卒業
昭和54年 4 月	茨城県北相馬郡藤代町立山王小学校勤務 (講師)
昭和56年 4 月	茨城県北相馬郡藤代町立山王小学校勤務 (教諭)
昭和57年 4 月	茨城県筑波郡伊奈村立伊奈中学校勤務 (教諭)
昭和58年 4 月	茨城県筑波郡谷田部町立谷田部中学校勤務 (教諭)
平成 5 年 4 月	茨城県北相馬郡守谷町立郷州小学校勤務 (教諭)
平成10年 4 月	茨城県教育委員会事務局指導主事 (県南教育事務所勤務) 茨城県北相馬郡守谷町教育委員会へ派遣
平成14年 4 月	茨城県守谷市立愛宕中学校勤務 (教頭)
平成15年 9 月	茨城県教育委員会事務局指導主事 (県南教育事務所勤務) 茨城県守谷市教育委員会へ派遣
平成19年 4 月	茨城県守谷市立守谷小学校勤務 (校長)
平成23年 4 月	茨城県守谷市立守谷中学校勤務 (校長)
平成27年 3 月	茨城県公立学校教員退職
平成27年 4 月	守谷市学校教育指導員
平成28年 4 月	守谷市教育委員会委員
平成30年 4 月	守谷市教育委員会教育長

現在に至る

議 案	頁 数
4 号	3

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
1 市 税		11,928,207	△34,000	11,894,207
	1 市 民 税	5,765,279	△80,000	5,685,279
	2 固 定 資 産 税	4,904,813	46,000	4,950,813
3 利 子 割 交 付 金		11,130	△643	10,487
	1 利 子 割 交 付 金	11,130	△643	10,487
6 法 人 事 業 税 交 付 金		141,451	△56,831	84,620
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	141,451	△56,831	84,620
7 地 方 消 費 税 交 付 金		1,334,451	△10,986	1,323,465
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	1,334,451	△10,986	1,323,465
12 分 担 金 及 び 負 担 金		237,056	△11,034	226,022
	1 負 担 金	237,056	△11,034	226,022
13 使 用 料 及 び 手 数 料		96,902	1,946	98,848
	1 使 用 料	64,399	1,946	66,345
14 国 庫 支 出 金		12,920,920	643,632	13,564,552
	1 国 庫 負 担 金	3,039,251	5,922	3,045,173
	2 国 庫 補 助 金	9,870,844	637,710	10,508,554
15 県 支 出 金		1,822,302	△21,001	1,801,301
	1 県 負 担 金	1,139,976	△2,265	1,137,711
	2 県 補 助 金	531,670	△18,736	512,934

(単位 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
16 財 産 収 入		160,213	△7,095	153,118
	1 財 産 運 用 収 入	160,213	△7,095	153,118
17 寄 附 金		2,500,000	300,000	2,800,000
	1 寄 附 金	2,500,000	300,000	2,800,000
18 繰 入 金		3,204,747	△883,722	2,321,025
	2 基 金 繰 入 金	3,176,620	△883,722	2,292,898
20 諸 収 入		446,732	△20,637	426,095
	4 受 託 事 業 収 入	24,993	△4,722	20,271
	5 雑 入	407,920	△15,915	392,005
21 市 債		3,004,000	162,500	3,166,500
	1 市 債	3,004,000	162,500	3,166,500
歳 入 合 計		38,522,149	62,129	38,584,278

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
1 議 会 費		239,970	△155	239,815
	1 議 会 費	239,970	△155	239,815
2 総 務 費		11,876,160	135,910	12,012,070
	1 総 務 管 理 費	10,832,297	156,190	10,988,487
	2 徴 税 費	348,644	△929	347,715
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	218,074	△342	217,732
	4 選 挙 費	26,429	△7,444	18,985
	5 統 計 調 査 費	45,472	△48	45,424
	7 市 民 活 動 総 務 費	403,584	△11,517	392,067
3 民 生 費		10,728,016	△110,941	10,617,075
	1 社 会 福 祉 費	3,924,330	△16,290	3,908,040
	2 児 童 福 祉 費	6,238,218	△94,651	6,143,567
	3 生 活 保 護 費	564,316	0	564,316
4 衛 生 費		1,674,533	△39,114	1,635,419
	1 保 健 衛 生 費	1,006,667	△29,368	977,299
	2 清 掃 費	667,866	△9,746	658,120
6 農 林 水 産 業 費		213,035	△15,460	197,575
	1 農 業 費	211,290	△13,821	197,469
	2 林 業 費	1,745	△1,639	106

(単位 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
7 商 工 費		427,084	△3,241	423,843
	1 商 工 費	427,084	△3,241	423,843
8 土 木 費		4,510,511	△32,548	4,477,963
	1 土 木 管 理 費	185,573	△535	185,038
	2 道 路 橋 梁 費	1,283,049	22,000	1,305,049
	3 河 川 費	38,395	△2,267	36,128
	4 都 市 計 画 費	2,969,829	△51,746	2,918,083
10 教 育 費		5,437,873	△51,945	5,385,928
	1 教 育 総 務 費	2,489,302	△34,426	2,454,876
	2 小 学 校 費	1,959,366	△4,223	1,955,143
	3 中 学 校 費	439,968	0	439,968
	4 社 会 教 育 費	530,035	△11,036	518,999
	5 保 健 体 育 費	16,808	△2,260	14,548
12 諸 支 出 金		1,181,164	179,623	1,360,787
	1 基 金 費	1,181,164	179,623	1,360,787
歳 出 合 計		38,522,149	62,129	38,584,278

第4表 地方債補正

(追加)

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
減収補てん債	296,700	証書借入又は証券発行	2.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	20年以内 政府資金、銀行、その他の融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

(変更)

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎空調設備改修事業債	299,000	証書借入又は証券発行	2.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	25年以内 政府資金、銀行、その他の融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	290,000	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
黒内小学校児童クラブ建設事業債	40,000	証書借入又は証券発行	2.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	25年以内 政府資金、銀行、その他の融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	37,000	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ

坂町清水線 整備事業債	433,000	証書借入 又は 証券発行	2.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる政府資金につ いて、利率の見直 しを行った後にお いては、当該見直 し後の利率)	25年以内 政府資金、銀行、その他の 融資条件による。ただし、 市財政の都合により据置 期間及び償還期限を短縮 し、若しくは繰上償還又は 低利に借換えすることが できる。	399,000	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
みずき野大日線 整備事業債	316,000	証書借入 又は 証券発行	2.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる政府資金につ いて、利率の見直 しを行った後にお いては、当該見直 し後の利率)	25年以内 政府資金、銀行、その他の 融資条件による。ただし、 市財政の都合により据置 期間及び償還期限を短縮 し、若しくは繰上償還又は 低利に借換えすることが できる。	346,000	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
黒内小学校校舎 増築事業債	277,000	証書借入 又は 証券発行	2.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる政府資金につ いて、利率の見直 しを行った後にお いては、当該見直 し後の利率)	25年以内 政府資金、銀行、その他の 融資条件による。ただし、 市財政の都合により据置 期間及び償還期限を短縮 し、若しくは繰上償還又は 低利に借換えすることが できる。	227,000	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
郷州小学校校舎 改修事業債	264,000	証書借入 又は 証券発行	2.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる政府資金につ いて、利率の見直 しを行った後にお いては、当該見直 し後の利率)	25年以内 政府資金、銀行、その他の 融資条件による。ただし、 市財政の都合により据置 期間及び償還期限を短縮 し、若しくは繰上償還又は 低利に借換えすることが できる。	213,000	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ

学校情報通信 ネットワーク 環境施設整備 事業債	100,000	証書借入 又は 証券発行	2.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる政府資金につ いて、利率の見直 しを行った後にお いては、当該見直 し後の利率)	10年以内 政府資金、銀行、その他の 融資条件による。ただし、 市財政の都合により据置 期間及び償還期限を短縮 し、若しくは繰上償還又は 低利に借換えすることが できる。	82,800	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
-----------------------------------	---------	--------------------	--	--	--------	------------	------------	------------

議案 15号	頁数 10
-----------	----------

歳入歳出予算補正事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前予算額	補正予算額	計
1 市 税	11,928,207	△34,000	11,894,207
3 利 子 割 交 付 金	11,130	△643	10,487
6 法 人 事 業 税 交 付 金	141,451	△56,831	84,620
7 地 方 消 費 税 交 付 金	1,334,451	△10,986	1,323,465
12 分 担 金 及 び 負 担 金	237,056	△11,034	226,022
13 使 用 料 及 び 手 数 料	96,902	1,946	98,848
14 国 庫 支 出 金	12,920,920	643,632	13,564,552
15 県 支 出 金	1,822,302	△21,001	1,801,301
16 財 産 収 入	160,213	△7,095	153,118
17 寄 附 金	2,500,000	300,000	2,800,000
18 繰 入 金	3,204,747	△883,722	2,321,025
20 諸 収 入	446,732	△20,637	426,095
21 市 債	3,004,000	162,500	3,166,500
歳 入 合 計	38,522,149	62,129	38,584,278

歳 出

(単位 千円)

款	補正前予算額	補正予算額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議 会 費	239,970	△155	239,815				△155
2 総 務 費	11,876,160	135,910	12,012,070	44,658	88,000	173,381	△170,129
3 民 生 費	10,728,016	△110,941	10,617,075	138,971	15,000	△192,088	△72,824
4 衛 生 費	1,674,533	△39,114	1,635,419	82,879			△121,993
6 農 林 水 産 業 費	213,035	△15,460	197,575	△4,824			△10,636
7 商 工 費	427,084	△3,241	423,843	161,671			△164,912
8 土 木 費	4,510,511	△32,548	4,477,963	22,317	△4,000	△18,612	△32,253
10 教 育 費	5,437,873	△51,945	5,385,928	176,959	63,500	△333,588	41,184
12 諸 支 出 金	1,181,164	179,623	1,360,787			179,623	
歳 出 合 計	38,522,149	62,129	38,584,278	622,631	162,500	△191,284	△531,718

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前 予算額	補正 予算額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
5 教育費国庫補助金	514,859	139,346	654,205	1 小学校費補助金	20,567	・ 学校施設環境改善交付金
				5 学校給食費補助金	118,779	・ 学校施設環境改善交付金
計	9,870,844	637,710	10,508,554			

(款) 15 県支出金

(項) 1 県負担金

1 民生費県負担金	1,139,456	△2,265	1,137,191	1 社会福祉費負担金	568	・ 障がい者自立支援給付費負担金
				5 国民健康保険事業 費 負 担 金	△2,833	・ 保険基盤安定負担金
計	1,139,976	△2,265	1,137,711			

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

2 民生費県補助金	412,605	△13,912	398,693	1 社会福祉費補助金	△3,998	・ 障がい者地域生活支援事業補助金
				3 医療福祉費補助金	△13,251	・ 医療福祉費補助金 (医療費) △12,584 ・ 医療福祉費補助金 (事務費) △667
				4 児童福祉費補助金	581	・ 多子世帯保育料軽減事業費補助金
				5 保育所運営費補助 金	2,756	・ 一時預かり事業補助金 2,256 ・ 地域子育て支援拠点事業補助金 400 ・ 病児・病後児保育事業補助金 100
4 農林水産業費県補助 金	44,681	△4,824	39,857	1 農業費補助金	△3,185	・ 多面的機能支払交付金 △2,847 ・ 機構集積協力金交付事業費補助金 208 ・ 農業次世代人材投資 (経営開始型) 事業補助 金 1,500 ・ 農村地域防災減災事業費補助金 △2,046
				2 林業費補助金	△1,639	・ 身近なみどり整備推進事業費補助金
計	531,670	△18,736	512,934			

(款) 20 諸収入

(項) 5 雑入

(単位 千円)

目	補正前 予算額	補正 予算額	計	節		説明
				区分	金額	
1 雑入	407,919	△15,915	392,004	5 学校給食費納付金	△56,823	・大井沢小学校 △4,081 ・大野小学校 △1,382 ・高野小学校 △2,651 ・守谷小学校 △7,945 ・黒内小学校 △7,700 ・御所ヶ丘小学校 △2,861 ・郷州小学校 △2,518 ・松前台小学校 △3,095 ・松ヶ丘小学校 △5,239 ・守谷中学校 △3,829 ・愛宕中学校 △4,064 ・御所ヶ丘中学校 △5,743 ・けやき台中学校 △4,235 ・外国語指導助手 △150 ・給食センター職員等 △323 ・小・中学校非常勤職員等 △1,007
				8 事業参加負担金	△1,164	・もりや市民大学受講料 △84 ・賀詞交歓会参加者負担金 △720 ・レセプションパーティー参加者負担金 △360
				10 返納金・返戻金・返還金	44,372	・ふるさとづくり寄附金期限切れポイント分返還金
				13 雑入	△2,300	・自治総合センターコミュニティ助成金
計	407,920	△15,915	392,005			

(款) 21 市債

(項) 1 市債

1 総務債	411,000	△9,000	402,000	1 一般事業債	△9,000	・庁舎空調設備改修事業債
-------	---------	--------	---------	---------	--------	--------------

15号	議案
17	頁数

(款) 21 市債

(項) 1 市債

(単位 千円)

目	補正前 予算額	補正 予算額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 民 生 債	194,000	△3,000	191,000	1 社会福祉施設整備 事業 債	△3,000	・ 黒内小学校児童クラブ建設事業債
3 土 木 債	749,000	△4,000	745,000	1 公 共 事 業 等 債	△4,000	・ 坂町清水線整備事業債 △34,000 ・ みずき野大日線整備事業債 30,000
4 教 育 債	1,591,000	△118,200	1,472,800	1 学校教育施設等整 備 事 業 債	△255,200	・ 黒内小学校校舎増築事業債 △50,000 ・ 郷州小学校校舎改修事業債 △188,000 ・ 学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業 債 △17,200
				2 防災・減災・国土 強靱化緊急対策事 業 債	137,000	・ 郷州小学校校舎改修事業債
7 減 収 補 て ん 債	0	296,700	296,700	1 減 収 補 て ん 債	296,700	・ 減収補てん債
計	3,004,000	162,500	3,166,500			

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳		節		説明
		財源名	金額	区分	金額	
1 児童福祉総務費	△8,204 (1,062,782) (1,054,578)	国 県 支 出 金 地 方 債 そ の 他 一 般 財 源	147,482 △3,000 △158,332 5,646	3 職 員 手 当 等	△1,490	11 児童クラブ運営事業 (生涯学習課) 7,638
				4 共 済 費	△474	22 償還金利子及び割引料 7,638
				10 需 用 費	△77	返還金
				11 役 務 費	△3,145	・国庫補助金返還金
				12 委 託 料	△2,726	16 子育て王国ひとり親家庭応援給付金事業 (児童福祉課) △1,056
				18 負担金補助及び交付金	△7,930	10 需用費 △3
				22 償還金利子及び割引料	7,638	印刷製本費
						11 役務費 △38
						手数料
						・口座振替
						12 委託料 △385
						電算処理委託料
						・子育て王国ひとり親家庭応援給付金電算処理
						18 負担金補助及び交付金 △630
						補助金
						・子育て王国ひとり親家庭応援給付金
						17 子育て王国子育て世帯応援給付金事業 (児童福祉課) △12,822
						10 需用費 △74
						消耗品費
						11 役務費 △3,107
						通信運搬費 △1,622
						・郵便料
						手数料 △1,485
						・口座振替

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳		節		説明
		財源名	金額	区分	金額	
4街路事業費	0 (1,770,767) (1,770,767)	国県支出金 地方債 その他 一般財源	0 △4,000 4,000 0	14工事請負費 21補償補填及び賠償金	11,000 △11,000	02坂町清水線整備事業 (建設課) 14工事請負費 11,000 ・坂町清水線整備工事 21補償補填及び賠償金 △11,000 補償金 ・用地買収に伴う補償費
計	△51,746 (2,969,829) (2,918,083)	国県支出金 地方債 その他 一般財源	9,474 △4,000 △18,612 △38,608			

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

2学校教育総務費	△637 (219,575) (218,938)	国県支出金 地方債 その他 一般財源	4,201 0 △12,986 8,148	3職員手当等 4共済費	△462 △175	76任期付職員給与関係経費 △262 3職員手当等 △201 期末手当 4共済費 △61 共済組合負担金 78特別職給与関係経費 △41 3職員手当等 △35 特別職期末手当 4共済費 △6 特別職共済組合負担金 79職員給与関係経費 △334 3職員手当等 △226 期末手当 4共済費 △108
----------	--------------------------------	-----------------------------	--------------------------------	----------------	--------------	--

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳		節		説明
		財源名	金額	区分	金額	
(2) 学校教育総務費						共済組合負担金
3 教育研究指導費	△3,800 (264,837) (261,037)	国 県 支 出 金 地 方 債 そ の 他 一 般 財 源	0 0 0 △3,800	1 報 酬 3 職 員 手 当 等	△2,961 △839	06 学習支援ティーチャー等配置事業 (指導室) △3,800 1 報酬 △2,961 非常勤職員報酬 ・小中学校非常勤講師 3 職員手当等 △839 期末手当
4 学校給食センター費	△29,989 (2,002,724) (1,972,735)	国 県 支 出 金 地 方 債 そ の 他 一 般 財 源	129,198 145,000 △320,602 16,415	3 職 員 手 当 等 4 共 済 費 10 需 用 費	△64 △25 △29,900	04 給食提供事業 (学校給食センター) △29,900 10 需用費 △29,900 燃料費 △1,800 光熱水費 △1,100 賄材料費 △27,000 79 職員給与関係経費 △89 3 職員手当等 △64 期末手当 4 共済費 △25 共済組合負担金
計	△34,426 (2,489,302) (2,454,876)	国 県 支 出 金 地 方 債 そ の 他 一 般 財 源	133,399 145,000 △333,588 20,763			

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳		節		説明
		財源名	金額	区分	金額	
1 学校管理費	0 (281,062) (281,062)	国県支出金 地方債 その他 一般財源	7,840 0 0 △7,840			
2 教育振興費	0 (557,043) (557,043)	国県支出金 地方債 その他 一般財源	1,427 △4,700 0 3,273			
3 学校建設費	△4,223 (1,121,261) (1,117,038)	国県支出金 地方債 その他 一般財源	20,567 △73,000 0 48,210	14 工事請負費	△4,223	07 守谷小学校改修事業 (学校教育課) 14 工事請負費 ・塗装等改修工事 △4,223 △4,223
計	△4,223 (1,959,366) (1,955,143)	国県支出金 地方債 その他 一般財源	29,834 △77,700 0 43,643			

(款) 10 教育費

(項) 3 中学校費

1 学校管理費	0 (121,286) (121,286)	国県支出金 地方債 その他 一般財源	7,729 0 0 △7,729			
2 教育振興費	0 (282,054) (282,054)	国県支出金 地方債 その他 一般財源	5,997 △3,800 0 △2,197			

15号	議案
43	回数

(款) 10 教育費

(項) 3 中学校費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳		節		説明
		財源名	金額	区分	金額	
計	0 (439,968) (439,968)	国県支出金 地方債 その他 一般財源	13,726 △3,800 0 △9,926			

(款) 10 教育費

(項) 4 社会教育費

1 社会教育総務費 (151,480) (150,711)	△769	国県支出金	0	3 職員手当等	△225	10 タベのコンサート事業 (生涯学習課)	△459
		地方債	0	4 共済費	△85	7 報償費	△315
		その他	0	7 報償費	△315	・コンサート謝金	
		一般財源	△769	10 需用費	△22	10 需用費	△22
				11 役務費	△1	消耗品費	△9
				12 委託料	△121	食糧費	△13
						11 役務費	△1
						通信運搬費	
						・郵便料	
						12 委託料	△121
						委託料	
						・コンサート設備・運営業務委託	
						79 職員給与関係経費	△310
						3 職員手当等	△225
						期末手当	
						4 共済費	△85
						共済組合負担金	

(款) 10 教育費

(項) 4 社会教育費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳		節		説明
		財源名	金額	区分	金額	
2文化財保護費	△10,071 (11,313) (1,242)	国県支出金 地方債 その他 一般財源	0 0 0 △10,071	1報酬	△56	02文化財保護事業 (生涯学習課) △10,071
				8旅費	△1	1報酬 △56
				11役務費	△266	非常勤職員報酬
				12委託料	△1,089	・文化財保護審議会委員
				16公有財産購入費	△7,319	8旅費 △1
				21補償補填及び賠償金	△1,340	費用弁償
						・文化財保護審議会委員
5図書館費	△196 (239,911) (239,715)	国県支出金 地方債 その他 一般財源	0 0 0 △196	3職員手当等	△142	79職員給与関係経費 △196
				4共済費	△54	3職員手当等 △142
						期末手当
						4共済費 △54
						共済組合負担金

(款) 10 教育費

(項) 4 社会教育費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳		節		説明
		財源名	金額	区分	金額	
計	△11,036 (530,035) (518,999)	国県支出金 地方債 その他 一般財源	0 0 0 △11,036			

(款) 10 教育費

(項) 5 保健体育費

1保健体育総務費 (16,299) (14,039)	△2,260	国県支出金 地方債 その他 一般財源	0 0 0 △2,260	7報償費	△260	03夏休みプール開放事業 (生涯学習課)	△954
				8旅費	△23	10需用費	△30
				10需用費	△139	印刷製本費	
				12委託料	△908	13使用料及び賃借料	△924
				13使用料及び賃借料	△930	使用料 ・その他	
						10中学生富士登山事業 (生涯学習課)	△1,306
						7報償費	△260
						・富士登山指導者謝金	
						8旅費	△23
						特別旅費	
						10需用費	△109
						消耗品費	△60
						印刷製本費	△39
						医薬材料費	△10
						12委託料	△908
						委託料	
						・中学生富士登山旅行業務	
						13使用料及び賃借料	△6
						使用料	

(款) 10 教育費

(項) 5 保健体育費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳		節		説明
		財源名	金額	区分	金額	
(1保健体育総務費)						・有料道路 △3 ・その他 △3
計	△2,260 (16,808) (14,548)	国県支出金 地方債 その他 一般財源	0 0 0 △2,260			

(款) 12 諸支出金

(項) 1 基金費

8市営住宅修繕費 積立金	1,946 (3,709) (5,655)	国県支出金 地方債 その他 一般財源	0 0 1,946 0	24積立金	1,946	01市営住宅修繕費積立金 (建設課) 24積立金 ・元金	1,946 1,946
11ふるさとづくり 基金費	181,427 (1,137,083) (1,318,510)	国県支出金 地方債 その他 一般財源	0 0 181,427 0	24積立金	181,427	01ふるさとづくり基金 (財政課) 24積立金 ・元金	181,427 181,427
13都市計画事業基 金費	△4,000 (28,700) (24,700)	国県支出金 地方債 その他 一般財源	0 0 △4,000 0	24積立金	△4,000	01都市計画事業基金 (財政課) 24積立金 ・元金	△4,000 △4,000
14新型コロナウイルス感 染症緊急 対策基金費	250 (2,714) (2,964)	国県支出金 地方債 その他 一般財源	0 0 250 0	24積立金	250	01新型コロナウイルス感染症緊急対策基金 (財政課) 24積立金 ・元金	250 250

報告第2号

守谷市スクールソーシャルワーカーの任用について

スクールソーシャルワーカー

岡元 孝子（令和3年4月より勤務）

任用期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日

略 歴

岡元 孝子

昭和30年9月11日生（65歳）

土浦市蓮河原新町1-30

平成13年	特別非営利活動法人子どもの研究所 青少年の自立を支える会相談員として勤務
平成14年	水戸市女性問題相談員として勤務
平成18年 4月	小美玉市教育相談員，適応教室指導員として勤務
平成20年 4月	小美玉市スクールソーシャルワーカーとして勤務
平成21年 4月	土浦市心の教室相談員として勤務
平成23年 4月より	茨城県スクールソーシャルワーカーとして勤務

令和3年 3月24日 報 告
守谷市教育委員会
教育長 町 田 香